

官民連携（PPP/PFI）の概論

～インフラ分野における官民連携の推進～

令和7年12月18日（木）



内閣府 民間資金等活用事業推進室

主査 今井 翔

1 PPP/PFIの現状について

2 PPP/PFI事業の多様な効果について

3 指標連動方式について

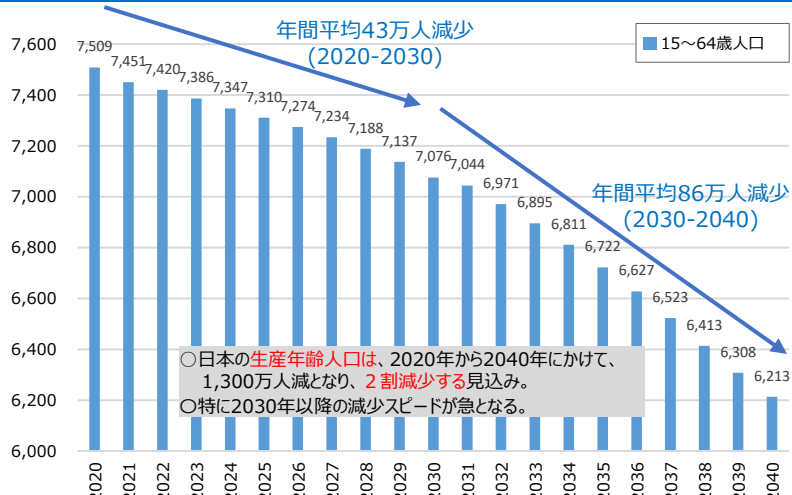
4 内閣府の支援制度等

5 PFI推進機構のご紹介

社会情勢を踏まえたPPP/PFIの必要性について

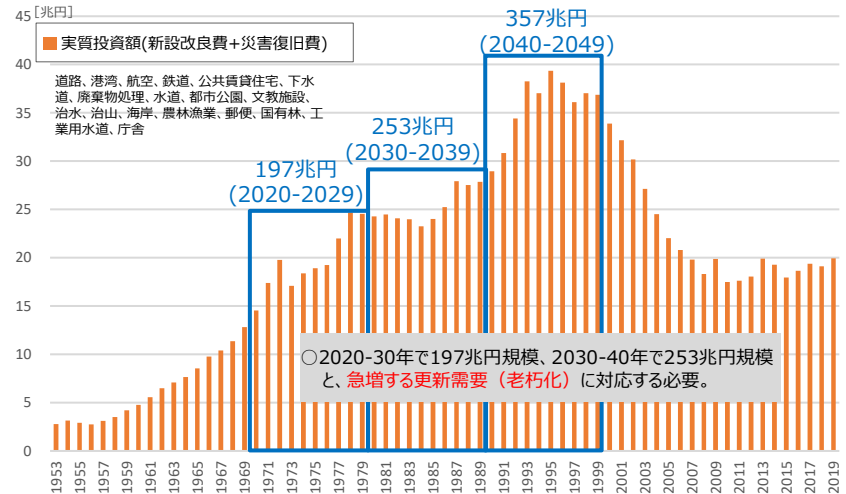
- 生産年齢人口の減少に伴う**官民の担い手・技術者の減少**、**公共施設等の老朽化**等の課題が顕在化しており、**対応は待たなし**。
- 公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、**PPP/PFIの活用が不可欠**。

日本の生産年齢人口の推移



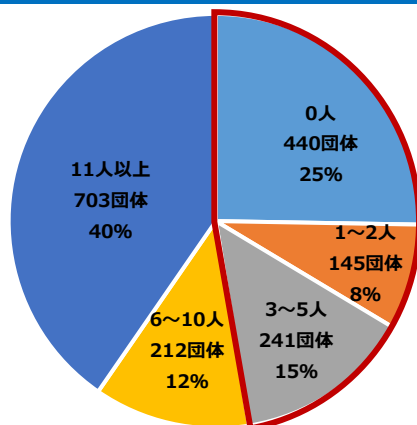
出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成。

社会資本投資の推移



出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

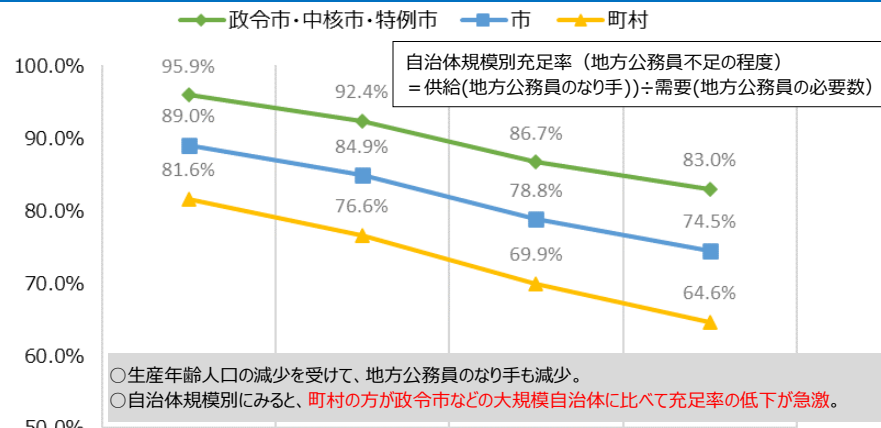
市区町村における技術系職員数の比較



- ※1 地方公共団体定員管理調査結果（令和6年4月1日時点）より内閣府作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
- ※2 技術系職員は土木技術、建築技術として定義。

○市区町村の約半分で技術系職員が5人以下となっており、担い手確保が困難になっている。

地方公務員不足の将来推計



2030年 2035年 2040年 2045年

出典：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているか—地方自治体の人手不足の現状把握と課題—（2021年）」を基に内閣府PFI推進室作成

PPP/PFIについて

○PPP/PFIは、公共にとっては歳出の効率化、民間事業者にとってはビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出、住民にとってはサービスの質の向上等の様々な効果があり、地域経済・社会の活性化につながる。

PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的民間委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく事業 (民間資金等活用事業)

※PFIには公共施設等運営事業 (コンセッション) も含まれる。

PFI事業の特徴 (従来型の公共事業との違い)

○一体的発注

従来型 : 行政が業務ごとに個別発注

PFI : 複数業務を一体的に発注

⇒ 官民の事務負担の軽減が図られる。
民間事業者による運営・維持管理を念頭に置いた設計・建設が可能になる。

○性能発注

従来型 : 作業プロセス、使用材料等を詳細に規定

PFI : 性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねる

⇒ 民間事業者の自由度が高まり、ノウハウを最大限活用できる。

○中長期の契約期間

従来型 : 短期

PFI : 中長期

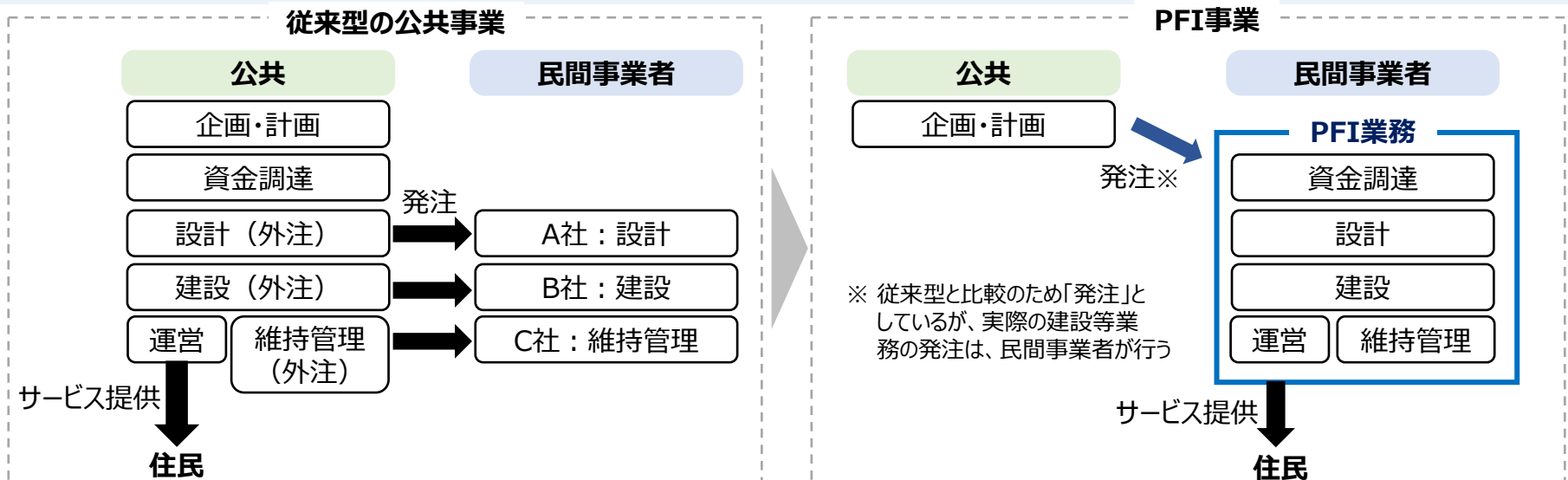
⇒ 投資回収期間を確保し、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。

○民間事業者による資金調達

従来型 : 公共が資金調達

PFI : 基本的に民間事業者が資金調達

⇒ 財政支出の平準化 (割賦支払) が可能になる。

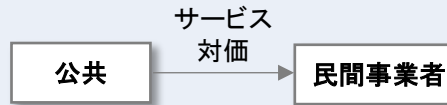


PFIの類型

収益構造による分類

・サービス購入型

公共側が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。



・混合型

公共側から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



・独立採算型

公共側からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対し利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



権利の様態による分類

BTO <整備(B) → 移転(T) → 運営(O)>

公共施設等の整備後、施設の所有権を公共側に移転した後、民間事業者が運営を行う事業。

BOT <整備(B) → 運営(O) → 移転(T)>

公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に移転する事業。

BOO <整備(B) → 所有(O) → 運営(O)>

公共施設等の整備後、運営期間中、民間事業者が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間事業者が施設を所有、または原状回復を行う事業。

RO <改修(R) → 運営(O)>

公共側が所有する施設の改修等を民間事業者が実施し、改修等の後、運営を行う事業。

O <運営(O)>

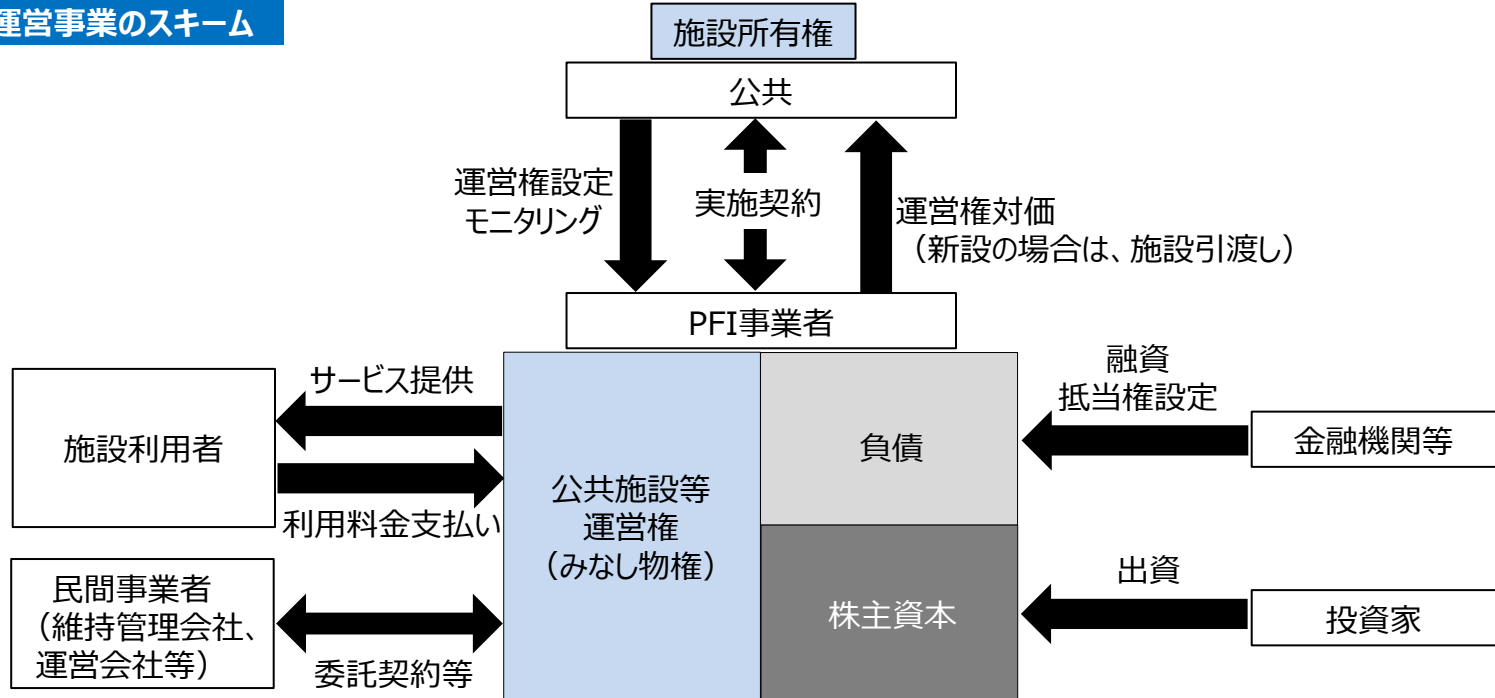
公共側が所有する施設の運営のみを民間事業者が実施する事業。

※公共施設等運営権(コンセッション)・・・施設の所有権を公共側が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。利用料金の収受を行う独立採算型または混合型のみ。

公共施設等運営権(コンセッション)方式とは

- 利用料金の收受を行う公共施設について、**施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者**に設定する方式（PFI法第16条）。
- 既存の施設においても新設の施設においても設定が可能。

公共施設等運営事業のスキーム



PFI法における公共施設等運営権方式の定義

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

（略）

6 この法律において「**公共施設等運営事業**」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 この法律において「**公共施設等運営権**」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（公共施設等運営権の設定）

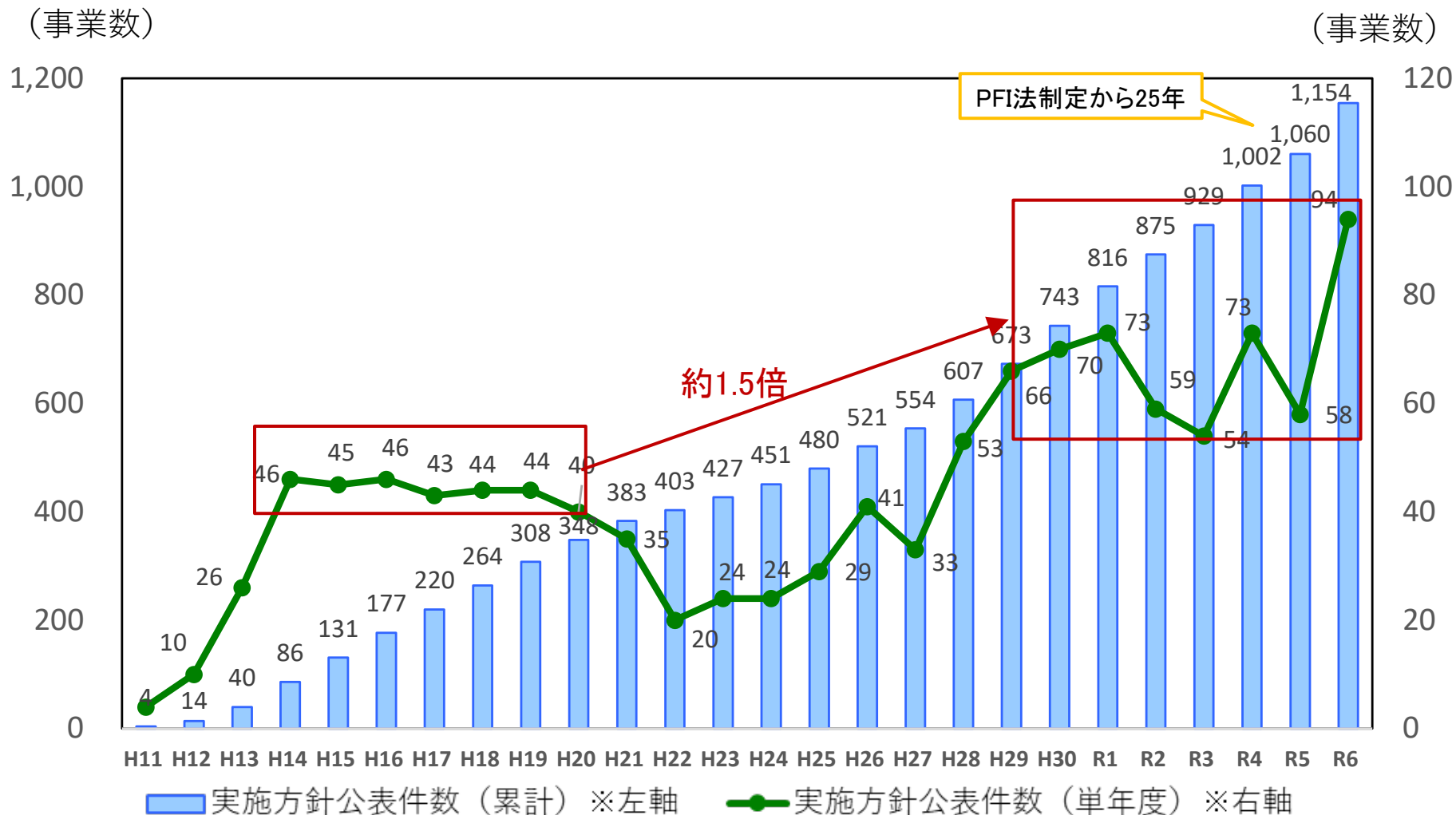
第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

PFI事業数の推移

○令和6年度に実施方針を公表したPFI事業数は94件。

○平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。

(令和7年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

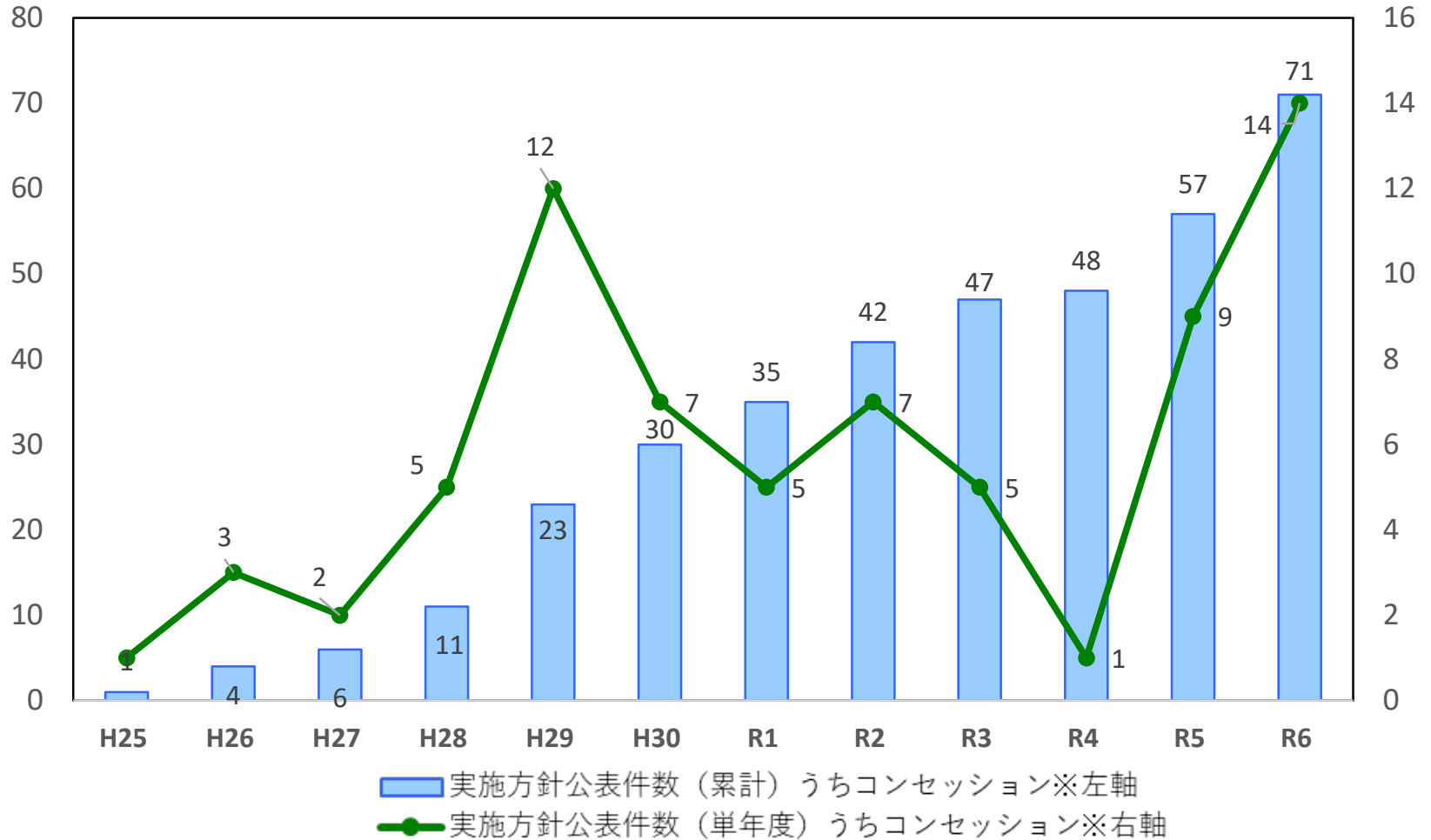
公共施設等運営事業数の推移

- 令和6年度に実施方針を公表したPFI事業のうち公共施設等運営権（コンセッション）方式の事業数は14件。
- 平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計の公共施設等運営事業数は71件。

(令和7年3月31日現在)

(事業数)

(事業数)



(注) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

公共施設等運営事業数の推移(内訳)

(令和6年度末時点)

年度	事業名	分野	
H25	国立女性教育会館公共施設等運営事業	その他	
H26	但馬空港運営事業	空港	
	仙台空港特定運営事業	空港	
	関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等	空港	
H27	愛知県有料道路運営等事業	道路	
	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業	下水道	
H28	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業	MICE施設	
	高松空港特定運営事業等	空港	
	神戸空港特定運営事業等	空港	
	(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業	文化・社会教育施設	
	福岡空港特定運営事業等	空港	
H29	愛知県国際展示場コンセッション	MICE施設	
	富士山静岡空港特定運営事業等	空港	
	田川市芸術起業支援施設運営事業	その他	
	鳥取県営鳥取空港特定運営事業等	空港	
	有明アリーナ管理運営事業	スポーツ施設	
	大津市ガス特定運営事業等	その他	
	熊本空港特定運営事業等	空港	
	須崎市公共下水道等運営事業	下水道	
	北海道内国管理4空港特定運営事業等	空港	
	女満別空港特定運営事業等	空港	
	旭川空港運営事業等	空港	
	帯広空港運営事業等	空港	
	H30	田川伊田駅舎施設運営事業	その他
		南紀白浜空港特定運営事業等	空港
		沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舍整備運営事業	大学施設
		大阪中之島美術館運営事業	文化・社会教育施設
		旧刃田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業	その他
鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業		公営水力発電	
広島空港特定運営事業等		空港	
R元		みなとみらい公共駐車場運営事業	その他
宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業		その他	
但馬空港運営事業		空港	
R2	熊本県有明・八代工業用水道運営事業	工業用水道	
	宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)	水道、下水道、工業用水道	
	大阪市工業用水道特定運営事業等	工業用水道	
	愛知県新体育館整備・運営等事業	スポーツ施設	
	愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業	その他	
	三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業	下水道	
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他	
R3	米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業	その他	
	グラスノクス利活用事業	スポーツ施設	
	新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業	スポーツ施設	
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他	
	石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業	その他	
	五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸管理運営事業	文化・社会教育施設	
等々力緑地再編整備・運営等事業	スポーツ施設		

年度	事業名	分野
R4	浜崎伝建地区町家モデル施設の運営事業	文化・社会教育施設
R5	上峰町定住促進住宅整備事業	公営住宅
	国立競技場運営事業等	スポーツ施設
	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	道路
	宮古島市役所平良庁舎利活用事業	その他
	蒲都市竹島水族館コンセッション	文化・社会教育施設
	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業	スポーツ施設
	富山市総合体育館Rコンセッション事業	スポーツ施設
	新潟大学新学生寮整備事業	大学施設
	川棚大崎自然公園施設運営事業	公園
	R6	一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等		道路
温泉交流施設運営事業		その他
宇部市公共下水道西部処理区運営事業		下水道
歴史的資源を活用した施設の整備運営事業		文化・社会教育施設
第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等		空港
宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業		その他
かなや明恵峡温泉大規模改修及び民営化事業		その他
大社エリア交流・民間商業施設運営等事業		その他
甲佐町起業等応援施設運営事業		その他
豊橋浄水場再整備等事業		水道
愛知県芸術劇場等運営等事業		文化・社会教育施設
一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業		道路
直轄駐車場維持管理・運営事業(II期)		道路
土肥温泉事業運営	その他	

分野別集計	件数	分野別集計	件数
空港	17	MICE施設	2
水道	2	公営住宅	1
下水道	5	クルーズ船向け旅客ターミナル施設	0
道路	5		
スポーツ施設	8	公営水力発電	1
文化・社会教育施設	7	工業用水道	3
大学施設	2	自衛隊施設	0
公園	1	その他	19
		合計	71

- ※1 ハイライト部分はPPP/PFI推進アクションプランにおける重点分野
- ※2 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- ※3 上工下水一体事業は各分野に件数を計上しているが、合計件数には1件として計上している。

PPP/PFI推進アクションプランについて

- アクションプランは、政府としてPPP/PFIを推進するに当たっての方針や施策を取りまとめたもの（例年6月頃改定）。
- 30年間続いたコストカット経済から脱却し、「新たな成長型経済」に移行する中、社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進。
- アクションプランにおいては、事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲットを設定。事業規模目標である30兆円に対する令和5年度（2年目）までの実績は全体で8.4兆円、事業件数10年ターゲットである650件に対する令和6年度（3年目）までの実績は全体で32%と着実に進捗。

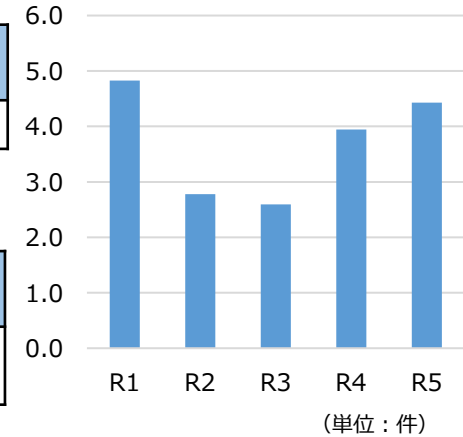
事業規模目標に対する進捗状況

（令和7年3月時点）

事業規模目標 （令和4年度～令和13年度：10年間）	令和4年度 （1年目）	令和5年度 （2年目）	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

<各年度の事業規模（兆円）>



事業件数10年ターゲット（件数は累積）

（令和7年3月時点）

事業件数10年ターゲット （令和4年度～令和13年度：10年間）	令和4年度末 （1年目）	令和5年度末 （2年目）	令和6年度末 （3年目）
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<内訳>

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 （1年目）	令和5年度末 （2年目）	令和6年度末 （3年目）	分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 （1年目）	令和5年度末 （2年目）	令和6年度末 （3年目）
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)	公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)	MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)	公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)	公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)	工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)	自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

※1 事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット

※2 具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

令和7年改定における各分野の主な取組

○令和7年アクションプラン改定における、重点分野や、それ以外の分野の主な取組は以下のとおり。

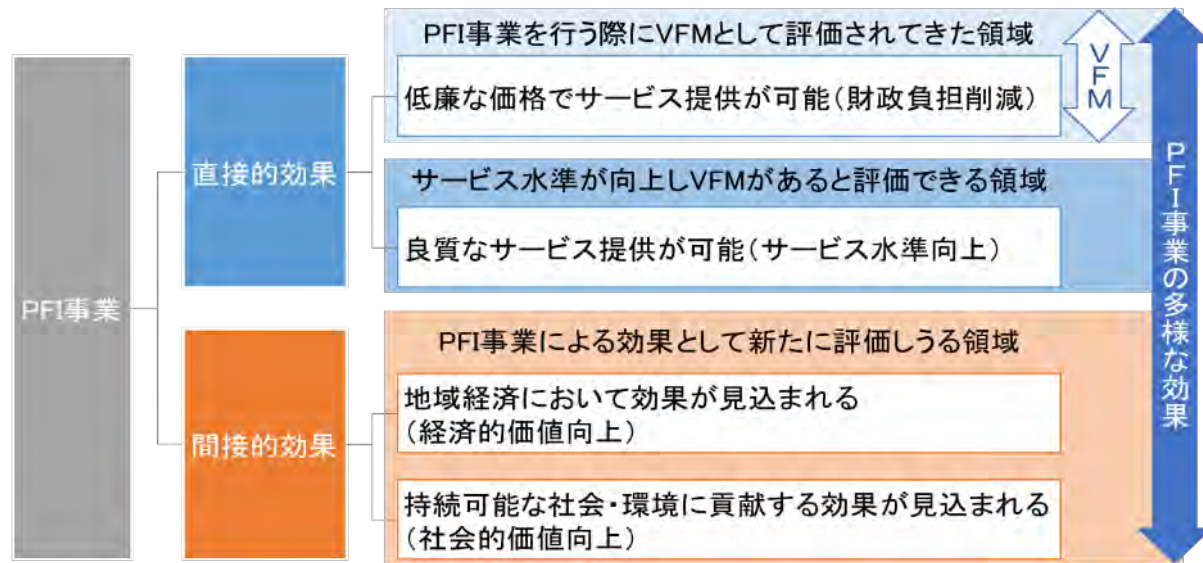
分野	令和7年度の主な取組
重点分野	<p><u>水道・下水道</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知。 ✓ PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	<p><u>道路</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	<p><u>スポーツ施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	<p><u>国営公園</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ モデルとなる公園（国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園）において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	<p><u>ハイブリッドダム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	<p><u>国立公園</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的スキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	<p><u>民間船舶（防衛省）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充（2隻→6隻）を予定。
	<p><u>火葬場</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

- 1 PPP/PFIの現状について
- 2 PPP/PFI事業の多様な効果について**
- 3 指標連動方式について
- 4 内閣府の支援制度等
- 5 PFI推進機構のご紹介

PPP/PFI事業の多様な効果

PPP/PFI事業の効果は、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供であるとされ、主に財政負担の削減が重視されてきました。一方、PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）において、『**30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行**に応じ、行政においては「利益の創出」、民間事業者においては「歳出の効率化」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある』と示されています。

これを踏まえ、これからPPP/PFIを推進していくうえでは、**PPP/PFI事業の効果として、財政負担の削減のみではなく、持続可能な地域・経済社会の実現に向けた多様な効果を発揮**することに着目することが重要となります。



(財政負担の削減以外のPFI事業の多様な効果の一例)

サービス水準向上	経済的価値向上	社会的価値向上
<p>■サービス・利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設性能の向上（新設備、機能の追加） 市民意見の反映 不具合発生から対応までの期間短縮 利用者満足度向上（苦情件数の減少） <p>■業務効率改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理の標準化、効率化 システム導入による効率化 自治体職員の労働時間削減 	<p>■地域経済波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域企業の参画 地域企業への発注金額、割合の増加 地域雇用の創出 売上額、利用者数の増加（相乗効果） <p>■地域内人流</p> <ul style="list-style-type: none"> 住み心地の向上 来訪者数、観光客数、関係人口の増加 公共交通利用者数の増加 	<p>■新たな政策課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術の実証研究、普及、導入 災害対応拠点としての機能強化 地域人材の育成（PFI経験者の育成） <p>■環境への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の軽減（CO2削減、エネルギー消費量削減、廃棄物削減等） エネルギーの多様化 環境教育の推進

PPP/PFI事業の多様な効果の事例

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託（東京都府中市）

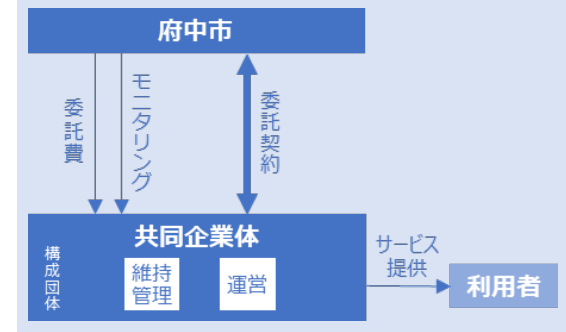
- 府中市では、老朽化が進行しているインフラの安全性を将来に渡って確保することを課題としており、H24年度に「府中市インフラマネジメント計画」を策定した。
- 課題解決に向け、民間事業者の予防保全を含む効率的・効果的な運営を期待し、従来業種別に委託していた業務や、市で行っていた一部の業務を包括的に民間事業者へ委ねる道路等包括管理事業を実施した。
- 国指定天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」を含む道路等の管理業務を民間事業者が包括的に実施することにより、苦情・要望件数を減少させる等、市民サービスの向上及びコストの削減を実現している。

事業概要		
事業主体	東京都府中市	
人口	260,253人（令和4年1月1日）	
事業方式	PPP（包括的民間委託）	
事業期間	3年	
施設規模	車道面積 38,179㎡	
契約金額	約1.25億円（税込）	
対象施設	車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋梁、街路樹、街路灯、案内標識等	
対象業務	巡回業務、維持業務、補修・修繕業務、事故対応業務、災害対応業務、苦情・要望対応業務、占用物件管理業務、法定外公共物管理業務	
共同企業体の構成団体	代表企業	前田道路㈱
	構成団体	㈱ケイミックス、東京緑建㈱
※下線は地域企業（市内企業）		
※破線は県内企業		
事業経緯	平成25年7月 募集要項等の公表 平成26年1月 事業者選定 平成26年4月 契約締結 平成26年4月 包括管理事業開始	

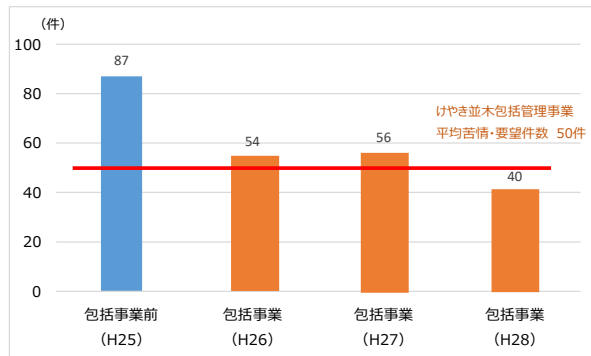
PPP/PFI導入の効果

VFM		特定事業選定時	—	契約時	—
公共サービス水準	サービス・利便性向上	苦情・要望件数	従前 87件（H25）	従後 40件（H28）	
		満足度（ヒアリング）	従前 —	従後 環境美化、対応等が良くなったと回答した周辺自治会・商店会の数：13団体（回答数の62%）	
	迅速・柔軟な対応	効果的・効率的な業務運営	従前 —	従後 PDCAサイクルを回すことにより業務運営を改善	
	行政職員の事務負担軽減	管理経費の削減率	従前 —	従後 約7.4%（従来実績コストに対する比較）	
経済的価値	地方創生	—	—		
社会的価値	新たな政策課題	—	—		

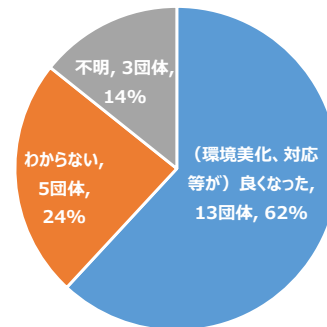
事業スキーム



包括委託前と包括委託後3年間の苦情・要望件数



けやき並木包括管理事業実施の効果



けやき並木通りの遊歩道



けやき並木通り

PPP/PFI事業の多様な効果の事例

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業（愛知県豊橋市）

- 豊橋市は持続的発展が可能な環境先進都市づくりを目指しており、「豊橋市上下水道ビジョン」では、環境負荷の小さい下水道を目指し、より一層の未利用エネルギーの有効活用を図ることを施策に掲げていた。
- 本事業は、未利用バイオマス資源のエネルギー利用にあたり幅広く利用方法の提案を受け、環境負荷を軽減させるため、バイオマス資源利活用施設の整備・運営にPFIを導入した。
- 下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを処理場に集約してメタン発酵し、発生したバイオガスを発電に利用。
- メタン発酵後に残った汚泥も炭化燃料に加工してエネルギーとして利用し、複合バイオマスを100%エネルギー化に成功。
- 付帯事業として、同敷地内の未利用地で太陽光発電設備を設置。CO2削減に貢献している。

PPP/PFI導入の効果

VFM		特定事業選定時		約5.4%	契約時		55.0%
公共サービス水準	サービス・利便性向上	エネルギーの多様化	従前	肥料、建築資材等（溶融スラグ）	従後	バイオガス発電 炭化燃料	
	迅速・柔軟な対応	—	従前	—	従後	—	
	行政職員の事務負担軽減	—	従前	—	従後	—	
経済的価値	地方創生	—	—				
社会的価値	新たな政策課題	環境負荷の軽減（R3）		バイオガス発電売電量 6,670kWh/年（民間提案）			
				炭化燃料生産量 2,238t/年（民間提案）			
				太陽光発電設備売電量 3,505kWh/年（民間提案）※付帯事業			
				CO2削減量（稼働前H28との比較） 15,814t/年 【内訳】従前施設と比較した削減効果（電力・燃料） 10,588t/年 バイオガス発電による削減効果 2,708t/年 炭化燃料による削減効果 2,518t/年			

鳥瞰図

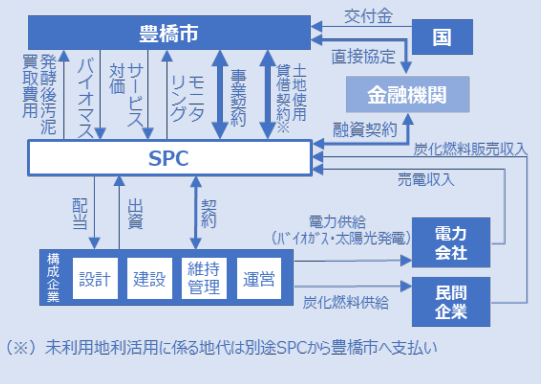


バイオマスの処理



事業概要		
事業主体	愛知県豊橋市	
人口	372,604人（令和4年1月1日）	
事業方式	PFI（BTO）、混合型	
事業期間	約23年（維持管理・運営期間 20年）	
施設規模	敷地面積 291,380㎡	
契約金額	約148億円（税込）	
施設概要	下水汚泥濃縮設備、し尿・浄化槽汚泥濃縮設備、生ゴミ受入・前処理設備、メタン発酵槽、ガスホルダ、バイオガス発電設備、炭化設備	
SPCの構成企業	代表企業	JFEエンジニアリング(株)
	構成企業	鹿島建設(株)、鹿島環境エンジニアリング(株)、(株)オーテック
事業経緯	平成25年11月 実施方針等の公表 平成26年12月 契約締結 平成29年10月 供用開始	

事業スキーム

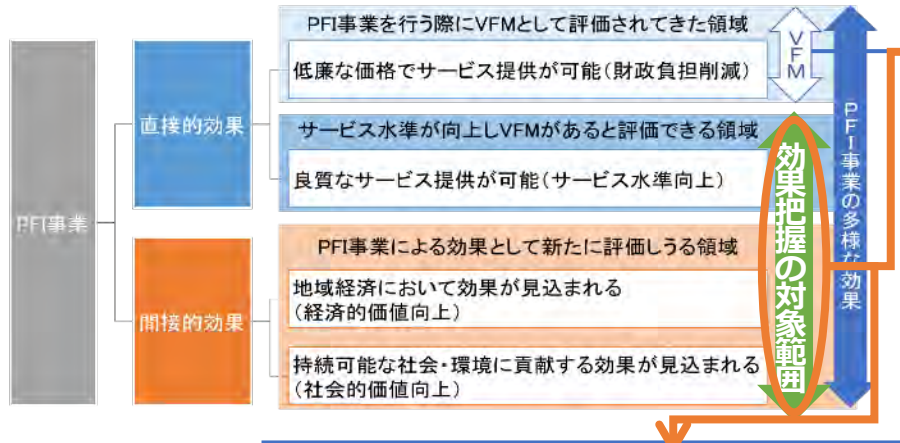


（※）未利用地利活用に係る地代は別途SPCから豊橋市へ支払い

PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集

多様な効果手引・事例集の着眼点

- PFIは、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供手法として、主に財政負担縮減（VFM）が重視される傾向。
- 地域経済・社会に貢献するローカルPFIの確立と普及のため、財政負担縮減のみならず、**持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果を把握・評価できるよう手引・事例集を令和5年9月に公表。**



	財政負担の削減	多面的効果
優先的検討	費用総額の比較	多様な効果の有無を把握
実施方針策定		関連する政策目標・上位計画を整理
特定事業選定	予算額に基づくVFM算定	解決したい課題に基づく評価軸や評価の着眼点を設定
公募要項公表		課題解決に効果を発揮する評価項目を整理(ローカルPFIを標榜)
官民対話		事業者視点からの評価項目の適正性について意見聴取
提案評価	契約金額に基づくVFM算定	評価項目ごとの評価指標を具体化し、事業者からの提案内容の評価
契約条件調整		提案時に事業者が示した目標値等の適合性確認やモニタリング指標の協議
モニタリング	実際のコストに基づくVFM算定	実施方針から一貫した評価軸によるモニタリング指標を用いてPFIの効果を測定※

※モニタリング指標は、事業期間中の事象の発生等により、適宜修正が行われることが想定される。

多様な効果の事例紹介

06

文教施設
複合施設

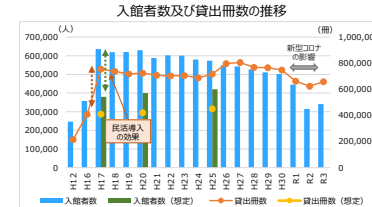
桑名市図書館等複合公共施設特定事業

(三重県桑名市)

桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭小化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。本事業は、旧図書館と比較し規模が増大し人材確保が困難であったことから、運営業務を民間に委ねることで、多様なサービスニーズへ対応し専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現、併設した独立採算事業の力も人気があり、中高生の利用も多いことから中心市街地活性化に寄与している。

PPP/PFI導入の効果		特定事業選定時	5.5%~12.5%	契約時	22.0%
VFM 公共サービス水準	サービス・利便性向上	入館者数(図書館) 貸出冊数(図書館)	従前 25万人/年(H12) 21万冊/年(H12)	従後	50万人/年(H30) 75万冊/年(H30)
	迅速・柔軟な対応	有資格者数	従前 司書1人(H12)	従後	司書21人(H30)
	開館時間の延長	図書等不明簿価率	従前 簿価総額 0.3%(H12)	従後	簿価総額 0.0304%(H30)
行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書館の運送、資料・備品の購入・管理等)	従前	行政が実施	従後	事業者が実施(規模増大・専門性への対応)
	地域雇用の創出(市内雇業者割合)	従前	スタッフの50%程度は地域雇用	従後	
経済的価値	地方創生	従前	民間提案によるICTタグ、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)	従後	
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入			

事業実施により実現した多様な効果の指標及び評価



事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税抜)
施設概要	中央図書館 中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、入権センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
S PC の構成企業	代表企業 鹿島建設(株) 構成企業 (株)佐藤総合計画、(株)図書館流通センター、セントラルリース(株)、横村ビル管理(株)、(株)三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書等の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



- 1 PPP/PFIの現状について
- 2 PPP/PFI事業の多様な効果について
- 3 指標連動方式について**
- 4 内閣府の支援制度等
- 5 PFI推進機構のご紹介

指標連動方式に関する基本的な考え方

- **指標連動方式とは**、公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）が民間事業者の提供するサービスに対して対価（以下「サービス対価」という。）を支払う契約等※²のうち、**公共施設等の機能や持続性又は管理者等が求めるサービス水準に対応した指標を設定し、サービス対価の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式**である。
- **指標連動方式の主な目的は**、民間事業者の創意工夫を引き出す仕組みをPPP/PFIの事業に導入することで、**管理者等が事業に対して期待する事業目的を実現**すること、**ノウハウを持つ民間事業者の事業機会を創出**することである。その他にも、指標連動方式を活用することで、ワイズスペンディング、説明責任を果たすことが期待できる。
- **施設利用者から料金を徴収しない（キャッシュフローを生み出しにくい）公共施設等を対象**とし、整備から運営に至るまで全ての事業段階で導入が可能な方式である。

● 指標連動方式の導入が考えられる事業手法

- **指標連動方式は、管理者等から民間事業者に対してサービス対価が支払われる事業**において導入することが可能。
- **公共施設等の整備等に関する事業で、コンセッション（混合型）、PFI（混合型）・（サービス購入型）や、包括的民間委託等の事業手法を導入する場合に、サービス対価の支払い方法として用いることが考えられる。**

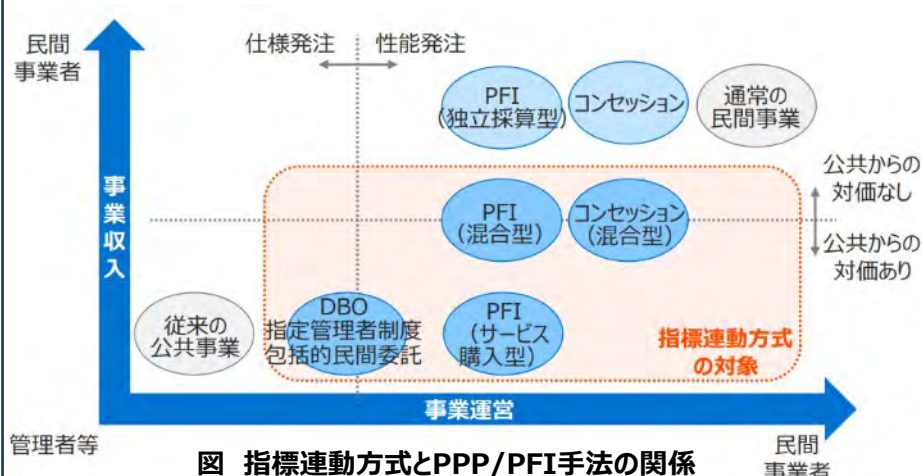


表 指標連動方式と類似する他の方式の特徴

	指標連動方式※ ⁶	成果連動型民間委託契約方式※ ⁶ (PFS)	プロフィットシェア/ロスシェア	業績連動方式	要求水準違反によるサービス対価の減額
主な対象事業	公共施設等の整備等に関する業務全般	公共施設等の整備を含まないソフト事業	公共施設等の整備等に関する業務全般	公共施設等の整備等に関する業務全般	公共施設等の整備等に関する業務全般
対象とする公共施設等	施設利用者から料金を徴収しない（キャッシュフローを生み出しにくい）公共施設等	全ての公共施設等	民間事業者が施設利用者から料金収入を得る公共施設等	管理者等が施設利用者からの料金収入を得る公共施設等	全ての公共施設等
民間事業者への入金方法	管理者等から民間事業者へのサービス対価の支払い	管理者等から民間事業者への委託費等の支払い	民間事業者が施設利用者から直接料金収入を得る	施設利用者から得た料金収入は、管理者等を経由して民間事業者へ支払い	管理者等から民間事業者へのサービス対価の支払い
導入しやすい事業手法	PFI※ ³ 、包括的民間委託	委託等	PFI※ ⁴	PFI※ ⁵	PFI※ ³ 、包括的民間委託
予算額（サービス対価又は委託額の上限額）の設定方法	要求水準を超えた場合（100%+α）を予算額とする	あらかじめ定める成果指標値の上限を予算額とする	—	—	要求水準を遵守した場合（100%）を予算額とする

出典：指標連動方式の基本的な考え方（令和7年6月）

内閣府<https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_shihyorendo.pdf>

※4 独立採算型及び混合型における施設利用者から得る料金収入のみが増額/減額の対象。コンセッションの場合も同様。

※5 サービス購入型のみが対象。

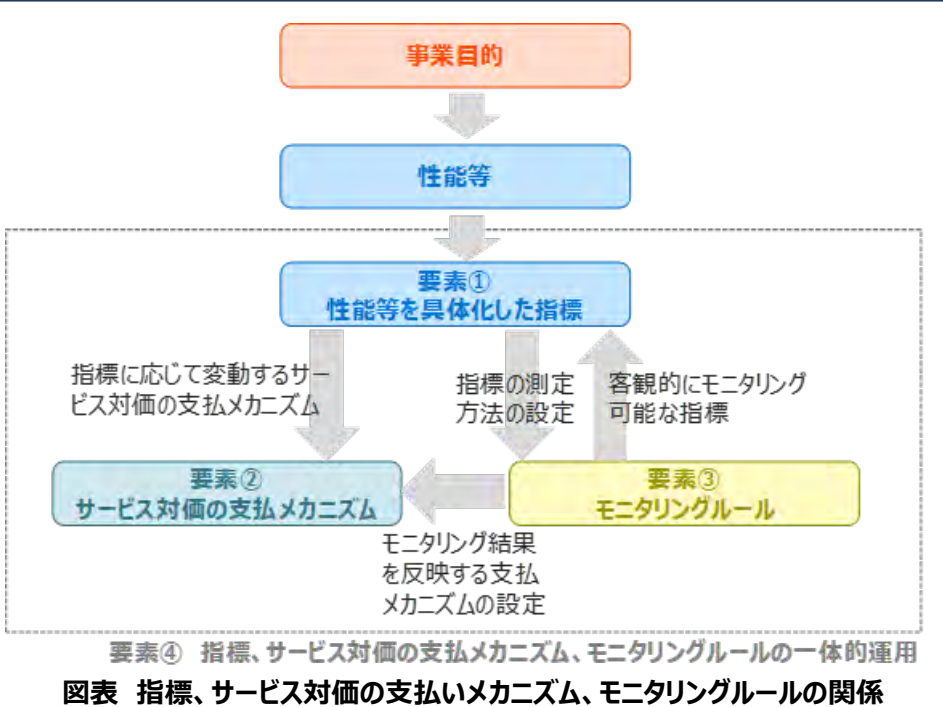
※6 指標連動方式及び成果連動型民間委託契約方式は「指標連動方式に関する基本的な考え方（令和4年5月）」※を参考に、プロフィットシェア/ロスシェア及び業績連動方式は実際に導入している事例を参考に当室にて整理。

指標連動方式に関する基本的考え方

- **指標連動方式の特徴**として、**指標・サービス対価等の支払いメカニズム及びモニタリングが一体となり、相互に連動して運用**されることが挙げられます。
- 要求水準未達時の減額のみならず、**要求水準を上回るサービス水準に対するインセンティブとして指標を用いることも想定**されます。なお、**指標の設定に当たっては**、課題解決の内容との一貫性を確保したうえで、民間事業者の創意工夫を効果的に引き出す観点から、**民間事業者からの意見聴取を基に適切に設定し、試行期間を設けるなどの運用が望ましい**と考えられます。

● 指標連動方式の主な4つの要素

- 要素① 指標**
 - 指標は、事業目的と関連のある性能等を具体化したものであり、客観的かつ定量的にモニタリング可能なものが設定される。
- 要素② サービス対価の支払メカニズム**
 - 指標の達成状況と連動したサービス対価が設定される。指標の達成状況が高いとサービス対価は増額され、達成状況が低いとサービス対価は減額される。
- 要素③ モニタリングルール**
 - 指標の達成状況を把握するために、測定主体や測定方法等からなるモニタリングルールが設定される。
- 要素④ 指標、サービス対価の支払メカニズム、モニタリングルールの一体的運用**
 - 指標連動方式は、性能等を具体化した指標、サービス対価の支払メカニズム及びモニタリングルールが一体となり、相互に連動して運用される。



要素④ 指標、サービス対価の支払メカニズム、モニタリングルールの一体的運用
図表 指標、サービス対価の支払いメカニズム、モニタリングルールの関係

● 指標設定の考え方

- 指標は、民間事業者がコントロール可能な（民間事業者が努力すれば達成できる）ものを設定すべきである。
- 指標は、「事業目的との関連性」、「民間事業者の業務範囲との関連性」、「民間事業者の創意工夫の発揮余地」、「定量化」、「モニタリングコスト」、「モニタリングスパン」の視点を勘案して設定する。
- 管理者等が設定した指標よりも、より適切な他の指標が民間事業者より提案された場合は、提案内容に基づく指標設定が考えられる。

● 支払メカニズムの枠組み

サービス対価 = 指標の達成状況によって定められるサービス対価 + その他サービス対価

指標の達成状況によって定められるサービス対価 = 基準支払額 ± 指標に基づく調整

※ 基準支払額を設定せず、「指標の達成状況によって定められるサービス対価 = 指標に基づく調整」とする支払メカニズムを採用することも考えられる。

指標連動方式の具体的なイメージ①

指標連動方式における指標：指摘事項への対応時間

対象施設		従来手法に 対する課題	指標設定の 事前検討			
学校施設	M I C E		<p>➢ 従来手法では、クレーム等の指摘事項に対し、窓口業務が設定されているのとどまり、指摘事項への対応業務やその時間の短縮に民間事業者の創意工夫を入れる余地がないケースが多い。</p> <p>➢ 高いサービス水準実現のためには、指摘事項への即時対応（対応時間の短縮）が課題である。</p>	事業目的	目的達成のための成果	成果に資する業務
文化施設	観光・地域振興施設	<p>➢ サービス水準の向上</p> <p>➢ 利用者や管理者等の満足度向上</p>		<p>➢ できるだけ短い時間で対応</p>	<p>➢ 住民の要望・クレームや管理者等からの指摘事項を受け付け、対応する業務</p>	
社会教育施設	住 宅	設定指標		➢ 指摘事項への対応時間		
その他教育施設	その他地域振興施設	指標の内容		<p>➢ 指摘事項への対応を基準時間以内に完了したことを示す指標</p> <p>算出式の例：（基準時間以内で対応した件数） / （指摘事項の件数）</p> <p>例：道路のアスファルト舗装の劣化による凹凸等の処置時間、上水道の漏水対応時間、受付待ち時間</p> <p>※各事業にとって重要な事項に関する対応時間を設定</p>		
病院・診療所	上下水道			指標設定の 効果	<p>➢ 民間ノウハウを生かした新技術の採用により、短時間での指摘事項の把握、対応の実施が進む。</p> <p>➢ 突発的な施設停止の頻度が低下し、サービスの継続性が向上する。</p> <p>➢ 施設の長寿命化が図られ、将来の更新投資費が削減される。</p>	
児童福祉施設	工業用水道	モニタリン グ方法			<p>➢ 発生した事象ごとに、民間事業者が発生日時、完了日時、対応内容を報告</p> <p>➢ 管理者等は、完了までに要した時間が基準時間以内であったかに加え、対応内容が妥当であったか、民間事業者が全件報告しているか（未対応の指摘事項、長期の対応時間となった指摘事項も報告しているかどうか）も確認し、対応時間の実績値を決定</p>	
その他医療・福祉施設	道 路			支払メカニズム	<p>➢ 既存施設の場合、従来手法で行った実績をもとに基準時間を設定</p> <p>➢ 新規施設の場合、類似事例をもとに基準時間を設定</p> <p>➢ 対応時間が基準時間を下回る場合にはサービス対価を段階的に増額、基準時間を上回る場合にはサービス対価を段階的に減額</p> <p>➢ 例：指摘事項の60%を基準時間（1件20分以内）に対応：基準支払額</p> <p>指摘事項の90%を基準時間（同上）に対応：基準支払額から増額</p> <p>指摘事項の50%を基準時間（同上）に対応：基準支払額から減額</p> <p>※指摘事項ゼロが想定される場合には指摘事項件数と対応時間からなるマトリックス支払表の作成を要検討</p>	
斎 場	その他インフラ	その 他 施 設				
廃棄物処理施設	庁 舎					
浄 化 槽	宿 舎					
その他環境衛生施設	その他行政施設					
主な適用対象施設						
<p>➢ 公共施設等全般</p> <p>➢ 特にインフラ施設</p> <p>➢ 既存業務においてクレームの多い公共施設等</p>						
想定される業務内容						
<p>➢ 住民の要望・クレームや管理者等からの指摘事項に対応する業務</p> <p>【想定される具体的な業務】</p> <p>➢ 点検</p> <p>➢ 補修</p> <p>➢ 清掃</p> <p>➢ 窓口業務</p>						

指標連動方式の具体的なイメージ②

指標連動方式における指標：点検の実施回数

対象施設 学校施設 M I C E 文化施設 観光・地域振興施設 社会教育施設 住 宅 その他教育施設 その他地域振興施設 病院・診療所 上 下 水 道 児童福祉施設 工 業 用 水 道 その他医療・福祉施設 道 路 斎 場 その他インフラ 廃棄物処理施設 庁 舎 浄 化 槽 宿 舎 その他環境衛生施設 その他行政施設 そ の 他 施 設		従来手法に 対する課題 ▶ インフラ施設の維持管理においては、技術職員による目視点検が中心となっており、人件費を抑えるため設備・機器の点検回数を最小限度としているケースや、人員不足により点検自体を十分に実施できていないケースがある。 ▶ 施設の長寿命化の観点から、点検業務の最適化が課題である。
指標設定の 事前検討		事業目的 → 目的達成のための成果 → 成果に資する業務 ▶ 突発的な施設停止の回避 ▶ 施設の長寿命化 ▶ 将来の更新投資費の削減 ▶ 潜在的な故障等の発見数の増加 ▶ 予防保全の実施箇所数の増加 ▶ 設備・機器に異常が無いか、予防的な点検を自主的に実施
設定指標		▶ 点検の実施回数
指標の 内容		▶ 設備・機器の点検が、従来の点検と比べて広範囲化・効率化していることを示す指標 算出式の例：(有効な点検の実施回数) / (基準点検回数) ※効果の低い点検を増加しても意味がないため、有効な点検を定義し、その実施回数を確認する必要あり
指標設定 の効果		▶ 民間ノウハウを生かした新技術の採用などにより、点検の効率化が進む。 ▶ 突発的な施設停止の頻度が低下し、サービスの継続性が向上する。 ▶ 施設の長寿命化が図られ、将来の更新投資費が削減される。
モニタリ ング方法		▶ セルフモニタリングにて、事業者が点検回数、点検箇所及び点検内容を管理者等に報告 ▶ 管理者等は、当該点検が点検箇所の優先順位をつけて実施する等、効率的に行われていたか、また点検箇所や実施方法が妥当であったかを確認し、評価対象とする有効な点検回数を決定
支払メカニ ズム		▶ 既存施設の場合、従来手法で行った維持管理業務の点検回数をもとに基準点検回数を設定 ▶ 新施設の場合、類似事例及び運営開始後1年間の実績をもとに基準点検回数を設定 ▶ 有効な点検の実施回数が基準点検回数を上回る場合にはサービス対価を段階的に増額、基準点検回数を下回る場合にはサービス対価を段階的に減額 例：有効な点検の実施回数が基準点検回数の100%以上110%未満：基準支払額 有効な点検の実施回数が基準点検回数の110%以上：基準支払額から増額 有効な点検の実施回数が基準点検回数の100%未満：基準支払額から減額
主な適用対象施設 ▶ インフラ施設		
想定される業務内容 ▶ 設備・機器の点検業務 ▶ 監視業務 【想定される具体的な業務】 ▶ 人員の巡回による点検業務 ▶ センサー、カメラ、その他IT機器の追加による遠隔での点検業務		

指標連動方式の具体的なイメージ③

指標連動方式における指標：トラブル発生率

対象施設		従来手法に 対する課題	指標設定の 事前検討		
学校施設	M I C E		事業目的	目的達成のための成果	成果に資する業務
文化施設	観光・地域振興施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民のライフラインを支えるインフラ施設においては、施設稼働の継続性を確保することが重要であるが、老朽化に伴い、トラブルの発生によるサービスの中断頻度が増加する可能性がある。 従来手法では、トラブル対応は発生した事象ごとに対応するものとなり、体系的にサービス中断に繋がるトラブル数を減らす取組は実施されていない。 施設稼働の継続性を考慮した施設運営が課題である。 			
社会教育施設	住宅				
その他教育施設	その他地域振興施設		<ul style="list-style-type: none"> 継続性のある公共サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働停止または使用停止に繋がるトラブル件数の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 運転・維持管理業務におけるトラブル回避のための取組
病院・診療所	上下水道				
児童福祉施設	工業用水道				
その他医療・福祉施設	道路				
斎場	その他インフラ				
廃棄物処理施設	庁舎	設定指標	<ul style="list-style-type: none"> トラブル発生率 		
浄化槽	宿舎	指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> トラブルの発生によるサービス提供の中断がどの程度抑制されているかを示す指標 算出式の例：(トラブル発生件数) / (基準トラブル発生件数) ※サービス提供が中断したトラブルに加えて、潜在的にサービス提供中断に繋がる可能性があったトラブルもカウントすることを想定 		
その他環境衛生施設	その他行政施設	指標設定の 効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設がトラブルなく継続的に利用できる状態となることでサービスの継続性が高まり、サービス利用者の利便性、安心感が向上する。 		
その他施設		モニタ リング 方法	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が年報にて年間のトラブル発生件数を報告 管理者等は、カウントしたトラブル内容の妥当性を評価し、発生率を把握 管理者等は、水道施設における水質悪化等、予め潜在的にサービス提供中段に繋がるトラブルを想定 		
主な適用対象施設		支払メ カニズ ム	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の場合、施設の稼働停止に繋がった過去のトラブル発生件数をもとに基準トラブル発生件数を設定 新設施設の場合、類似事例及び運営開始後1年間の施設の稼働停止に繋がったトラブルの発生件数実績をもとに基準トラブル発生件数を設定 トラブル発生件数が基準トラブル発生件数を下回る場合には段階的に増額し、基準トラブル発生件数を上回る場合は段階的に減額 		
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等全般 特に老朽化したインフラ施設 			例：トラブル発生率100% (トラブル発生件数 = 基準トラブル発生件数) : 基準額支払 トラブル発生率100%未満 (トラブル発生件数 < 基準トラブル発生件数) : 基準支払額から増額 トラブル発生率100%超 (トラブル発生件数 > 基準トラブル発生件数) : 基準支払額から減額		
想定される業務内容			<ul style="list-style-type: none"> 運転・維持管理業務 【想定される具体的な業務】 設備の稼働状況の管理業務 設備のメンテナンス業務 設備補修業務 		

指標連動方式の具体的なイメージ④

指標連動方式における指標：環境教育イベント開催数

対象施設		従来手法に 対する課題	指標設定の 事前検討		
学校施設	M I C E		事業目的	目的達成のための成果	成果に資する業務
文化施設	観光・地域振興施設	環境意識が向上 環境にやさしい行動に変容	環境意識が向上 環境にやさしい行動に変容	地域住民を巻き込んだ環境教育イベントの実施 多くの地域住民が参加	施設における環境の取組に関する展示物の準備 環境教育プログラムの立案・提供 参加勧奨
社会教育施設	住 宅				
その他教育施設	その他地域振興施設				
病院・診療所	上 下 水 道				
児童福祉施設	工 業 用 水 道				
その他医療・福祉施設	道 路				
斎 場	そ の 他 イ ン フ ラ				
廃棄物処理施設	庁 舎				
浄 化 槽	宿 舎				
その他環境衛生施設	その他行政施設				
そ の 他 施 設					
主な適用対象施設 環境衛生または環境教育に係る公共施設等		設定指標	環境教育イベント開催数		
想定される業務内容 環境教育に関連する業務【想定される具体的な業務】 施設見学対応業務 地域イベント業務		指標の内容	地域住民の環境意識向上に繋がる取組状況を示す指標 算出式の例：(環境教育イベント開催数) / (基準開催数) ※実施内容から判断し、地域への環境教育効果が見込まれるものを有効なイベントとしてカウント		
		指標設定の効果	事業推進を通じて地域住民の環境意識が向上し、資源の有効活用、省エネルギー等、地域内の環境負荷を下げるための行動が積極的に行われるようになることが期待できる。 また、環境衛生施設等の取組への認識が深まり、施設立地に対する理解度が高まることも期待できる。		
		モニタリング方法	民間事業者が年報にて年間のイベント開催数・開催内容及び各イベントへの参加者数を報告 管理者等は、報告内容から各イベントの実行性を評価し、有効なイベント開催数を把握		
		支払メカニズム	既存施設の場合、従来イベント開催回数をもとに基準開催数を設定 新設施設の場合、類似事例をもとに基準開催数を設定 基準回数を超過している場合には段階的に増額し、基準回数に満たない場合には段階的に減額 例：基準開催数に対して環境教育イベント開催数が100%以上110%未満：基準支払額 基準開催数に対して環境教育イベント開催数が110%以上：基準支払額から増額 基準開催数に対して環境教育イベント開催数が100%未満：基準支払額から減額		

- 1 PPP/PFIの現状について
- 2 PPP/PFI事業の多様な効果について
- 3 指標連動方式について
- 4 内閣府の支援制度等**
- 5 PFI推進機構のご紹介

PPP/PFI推進に活用できる内閣府の支援制度

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

支援内容: 地域プラットフォームの形成や運営を支援
支援対象: 地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

地域におけるPPP/PFI促進環境

2) 優先的検討規程運用支援

支援内容: 優先的検討規程の策定や運用を支援
支援対象: 優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

地域課題
検討
事業発案

基本
構想

基本
計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業
実施

5) 民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容: 導入可能性調査等の実施を補助金により支援
支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体
支援方法: 原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業に関するものを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

3) 高度専門家による課題検討支援

支援内容: 公共施設等運営事業等の課題解決方策の検討を支援
支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体等
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

6) PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容: 専門家による講演、基礎的内容や具体的案件に関する助言
支援対象: PPP/PFIに取り組む地方公共団体等
支援方法: 内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を半日程度派遣。複数回の派遣も可能

4) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容: マーケットサウンディング実施や簡易検討(簡易VFM作成など)を支援
支援対象: 協定プラットフォームに参画する地方公共団体
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

民間資金等活用事業調査費補助事業の支援状況

○民間資金等活用事業調査費補助事業とは、地方公共団体に対し、PPP/PFIの導入に係る検討に要する調査委託費を助成する事業。

○問合せ団体数や応募団体数は増加傾向にあり、支援可能団体数を応募団体数が超える状況。（採択率は低い状況）

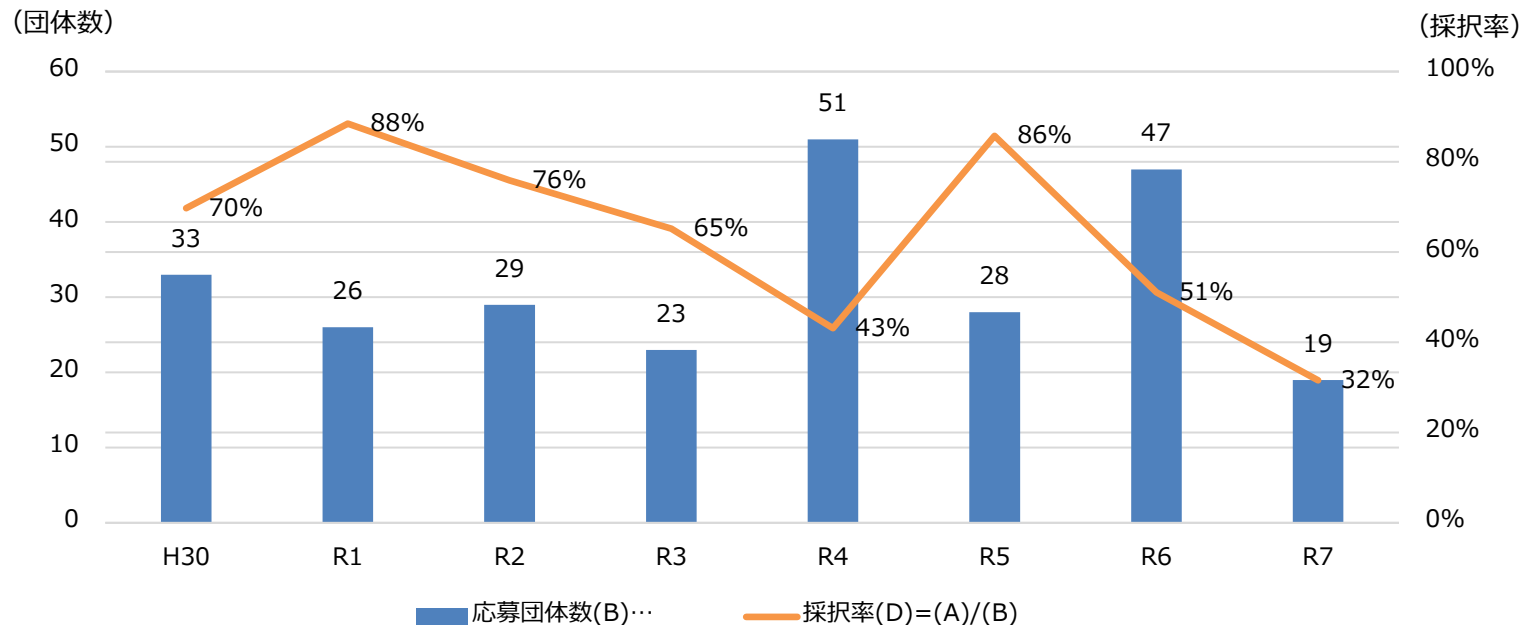
※R7は当初予算による応募・支援団体数を明記（補正予算は含まない）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (当初)
支援団体数(A)	38	6	23	23	22	15	22	24	24	6
応募団体数(B)	-	-	-	26	29	23	51	28	47	19
採択率(A/B)	-	-	-	88%	76%	65%	43%	86%	51%	32%

支援団体数：補助事業の採択先として公表した団体数

応募団体数：応募締め切り時点で応募があった団体数

採択率：支援団体数を応募団体数で除した割合



民間資金等活用事業調査費補助事業(令和6年度 支援案件)

※補正予算のため調査は令和7年度に実施

No	支援対象	案件名
1	千葉県佐倉市	ミレニアムセンター佐倉再整備事業に係る事業手法等検討調査
2	千葉県大網白里市	白里海岸拠点施設の整備・運営に関する民間活力導入可能性調査
3	石川県金沢市	学校屋内運動場等空調設備への民間活力導入可能性調査
4	長野県上田市	資源循環型施設建設に係る周辺整備事業に関する民間活力導入可能性調査
5	岐阜県大垣市	大垣公園等再整備事業の官民連携導入可能性調査
6	静岡県裾野市	ヘルシーパーク裾野・裾野市運動公園に関する民間活力導入可能性調査
7	愛知県春日井市	春日井市総合的な福祉拠点整備に係る PFI 等導入可能性調査
8	愛知県蒲郡市	知柄漁港及び周辺エリア整備に関わる民間資金等活用事業調査
9	三重県鈴鹿市	鈴鹿市斎苑整備に係る PFI 導入可能性調査
10	大阪府富田林市	富田林斎場及び富田林霊園の改修並びに管理運営に係る民間活力活用の可能性調査
11	大阪府東大阪市	東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査
12	大阪府東大阪市	教育文化施設を中核とした複合施設の整備に係る導入可能性調査
13	大阪府豊能町	豊能町賑わい創出施設整備に係る PFI 導入可能性調査
14	奈良県広陵町	社会福祉施設の Small コンセプションによる民間活力の導入可能性調査
15	鳥取県	工業用水道事業の存続に向けた民間活力導入ポテンシャル調査
16	島根県隠岐の島町	西郷港周辺エリアまちづくり交流支援センター事業への島外企業の参画可能性調査
17	岡山県倉敷市	倉敷市鷺羽山レストハウスを活用した Small コンセプション等実現可能性調査
18	岡山県真庭市	公共施設の再配置に関する民間活力導入可能性調査
19	山口県宇部市	都市公園と社会教育施設の管理運営に関する民間活力導入可能性調査
20	高知県	高知県立県民体育館等整備事業の PFI 導入可能性調査
21	福岡県芦屋町	芦屋港エリア整備に係る官民連携導入可能性調査
22	熊本県益城町	木山仮設団地跡地の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査
23	鹿児島県	フラワーパークかごしま民間活力導入可能性調査
24	鹿児島県南九州市	南九州市庁舎移転に伴う跡地の民間資金等活用調査

民間資金等活用事業調査費補助事業(令和7年度 支援案件)

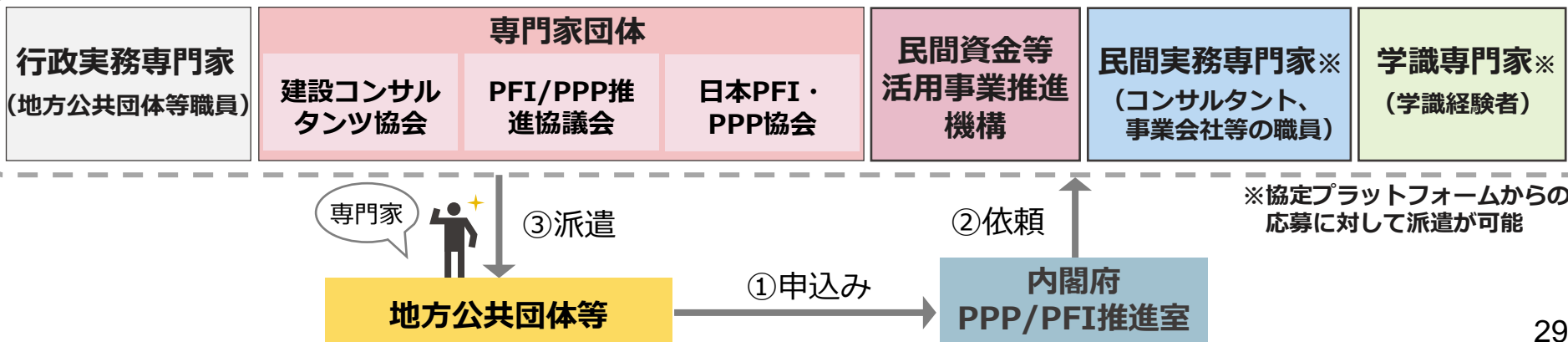
No	支援対象	案件名
1	秋田県湯沢市	道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性等調査
2	岐阜県本巣市	もとまるパーク東エリア賑わい創出拠点整備に関する民間活力導入可能性調査
3	大阪府泉南市	ローカルPPPを導入したインフラ包括管理委託検討調査
4	福岡県北九州市	青少年施設リニューアルプロジェクト民間活力導入可能性調査
5	長崎県長崎市	長崎市洋館活用民間活力導入可能性調査
6	鹿児島県湧水町	いきいきセンターくりの郷スモールコンセッション導入可能性調査

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

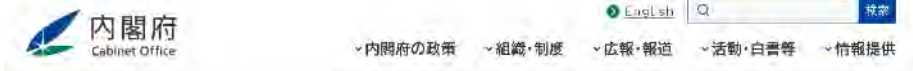
【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
 (※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご利用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
 ※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和7年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:349KB\)](#)
2. [令和7年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:44KB\)](#)

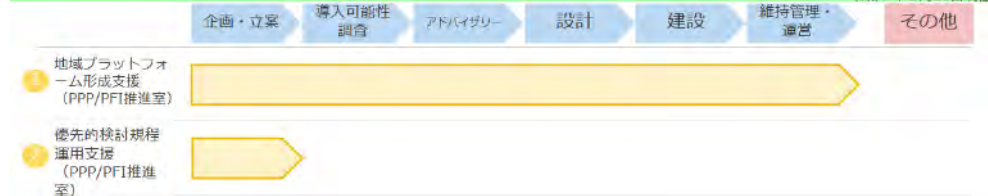
データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和7年5月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階									
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可 能性 調査	アドバ イザ リー	設計	建設	維持管 理・ 運営	その他		
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	○									

支援内容			問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)
内閣府が費用を負担	・内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655	

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室

受付フォームはこちら⇒<<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>>

※電話によるお問合せも可能です。 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

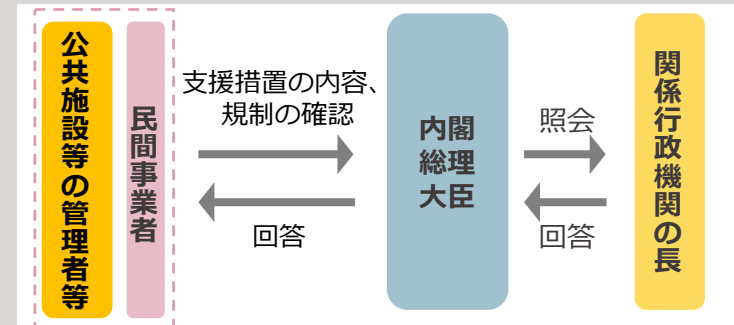
4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



- 1 PPP/PFIの現状について
- 2 PPP/PFI事業の多様な効果について
- 3 指標連動方式について
- 4 内閣府の支援制度等
- 5 PFI推進機構のご紹介**

民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

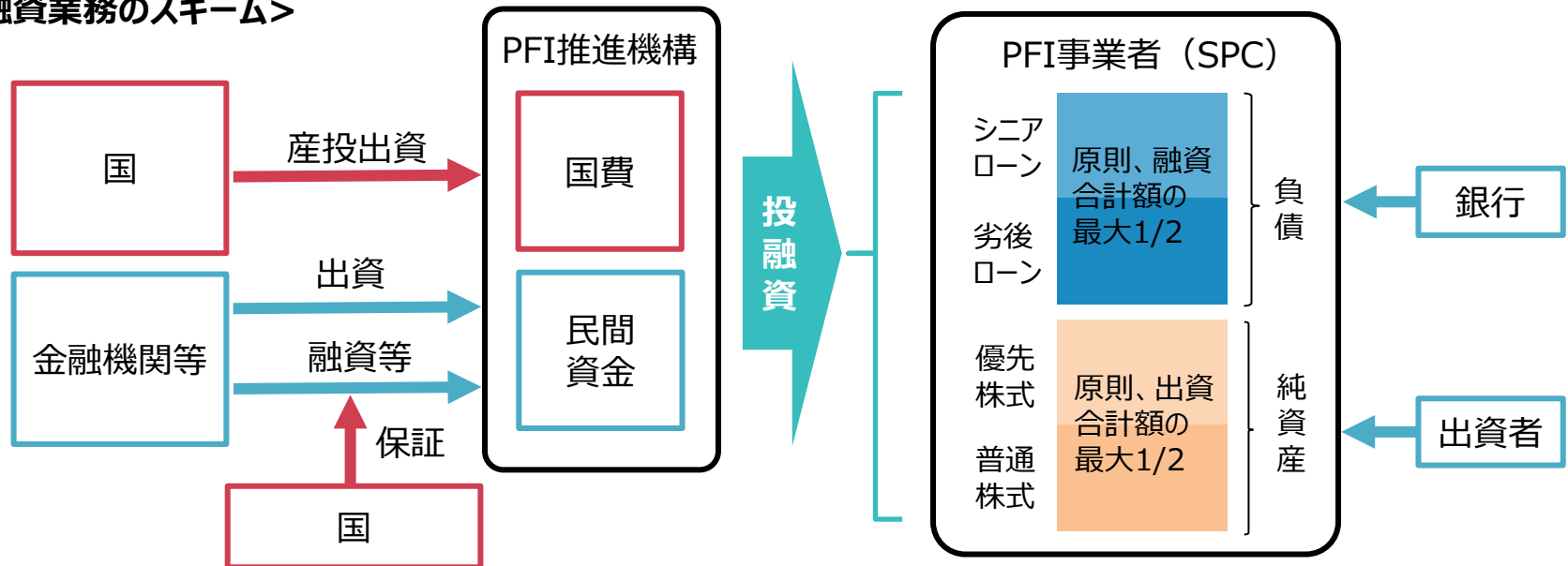
○PFI推進機構は、PFI法に基づきPFI事業の推進を目的として時限的に設立された官民ファンド。

- ① **PFI事業（独立採算型及び混合型）に対する投融資**や、
- ② **地方公共団体等に対する案件形成支援、地域金融機関に対するファイナンス組成のアドバイス**等を行う。

<会社概要>

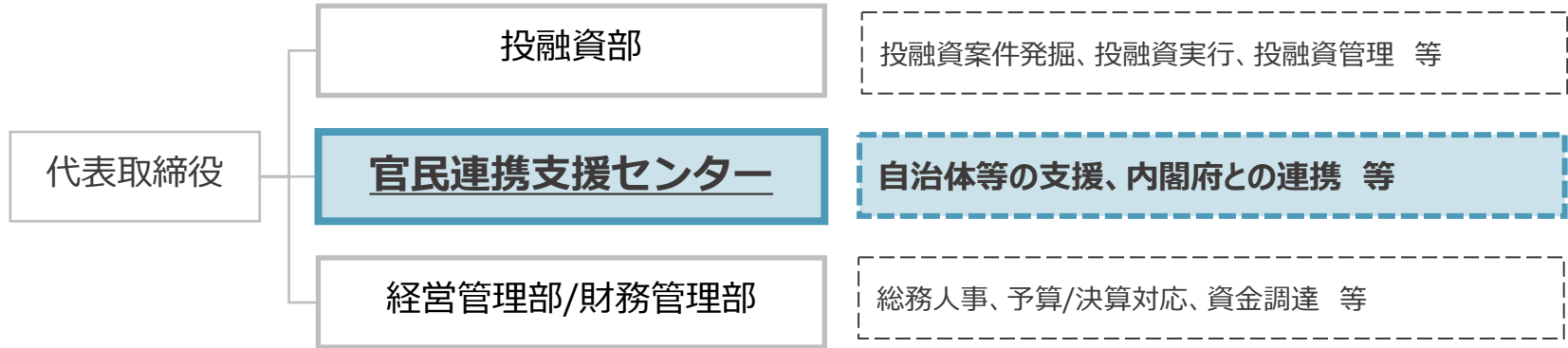
設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
存続期間	設立後20年間 ※令和14年度末（2033年3月末）を目途に業務を終了
所在地	東京都千代区大手町1丁目6番1号 大手町ビル8F
資本金等	200億円（政府（産業投資）100億円、民間100億円）
代表取締役会長兼社長	高橋 洋
役職員数	26名（役員7名、職員19名）（令和7年9月末時点）
支援決定件数	64件（令和7年9月末時点）
支援決定金額	約1,446億円（令和7年9月末時点）

<投融資業務のスキーム>



PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

- 令和4年のPFI法改正を契機とし、令和6年5月に組織改編を行い、**官民連携支援センターを設置し、地方公共団体等に対する案件形成の支援機能を強化。**
- 令和7年度からは、**ウォーターPPPに係る案件形成の支援**に向けて体制を強化。



- 地方公共団体等の官民連携の検討・実施を、内閣府と連携して豊富なネットワークでサポート
- 事業構想の前段階から事業開始に至るまで、幅広く要望に対応**

STEP 01

目的整理・検討準備

- PPP/PFIの基礎知識を得たい
- 庁内の課題整理をしたい
- 庁内勉強会を開催したい
- 優先的検討規定の策定や運用のアドバイスがほしい
- 庁内の体制構築、予算や議会対応についてアドバイスがほしい

STEP 02

事業構想・課題整理

- 官民連携の事例について知りたい
- 基本構想や基本計画の策定を支援してほしい
- 簡易な導入可能性調査を支援してほしい
- 官民連携の経験者(自治体担当者)を紹介してほしい
- 興味のある民間事業者、地場金融機関の意見を聞いてみたい
- リスク分担や契約書などについてアドバイスがほしい
- 外部有識者としての客観的な意見がほしい

STEP 03

手法比較検討・選定

STEP 04

公募準備以降

- 議会对応や庁内手続についてアドバイスがほしい
- 審査員選定のアドバイス、紹介をしてほしい
- 公共アドバイザーの候補となるコンサルを紹介してほしい

PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

□ 地方公共団体への支援の例

対象先	事業分野	サポート内容
自治体A (関東)	文化社会教育	担当者に向けてPPP/PFIの基礎や事業手法について説明 庁内上層部への説明資料作成支援
自治体B (九州・沖縄)	文化社会教育	庁内向け勉強会にてPPP/PFIの導入事例紹介 民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体C (中部)	行政 (庁舎・宿舍等)	PFIの基礎知識・導入事例について説明 地域金融機関との意見交換をアレンジ
自治体D (中部)	経済地域振興	地域プラットフォーム事務局との意見交換をアレンジ
自治体E (北海道・東北)	経済地域振興	庁内向け勉強会の実施 コンサル会社との意見交換、民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体E (近畿)	環境衛生	コンサル会社との意見交換をアレンジ
自治体F (中部)	文化社会教育	内閣府による補助事業の説明 庁内向け勉強会の実施
自治体G (九州・沖縄)	環境衛生	庁内における簡易VFM試算を支援
自治体H (中国)	文化社会教育	事業手法の選択についてアドバイス・情報提供
和歌山県、北海道、 千葉県など	全般	セミナー講演やサウンディングのファシリテーターを実施

□ お問合せ先

右記の担当者まで、お気軽にご連絡ください！

PFI推進機構 官民連携支援センター

中嶋 善浩 ☎080-9087-5464
 ✉yoshihiro.nakajima@pfipcj.co.jp
 野村 直弘 ☎080-9087-5462
 ✉naohiro.nomura@pfipcj.co.jp
 加藤 侑真 ☎070-2199-1813
 ✉yuma.kato@pfipcj.co.jp

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

